

平成20年度 飯舘村決算公表

一般会計歳出は40億1,037万円

村の平成20年度各会計の決算がまとまり、9月議会定例会で承認されました。平成20年度の村財政の動きと、一般会計の主な内容等をご報告します。

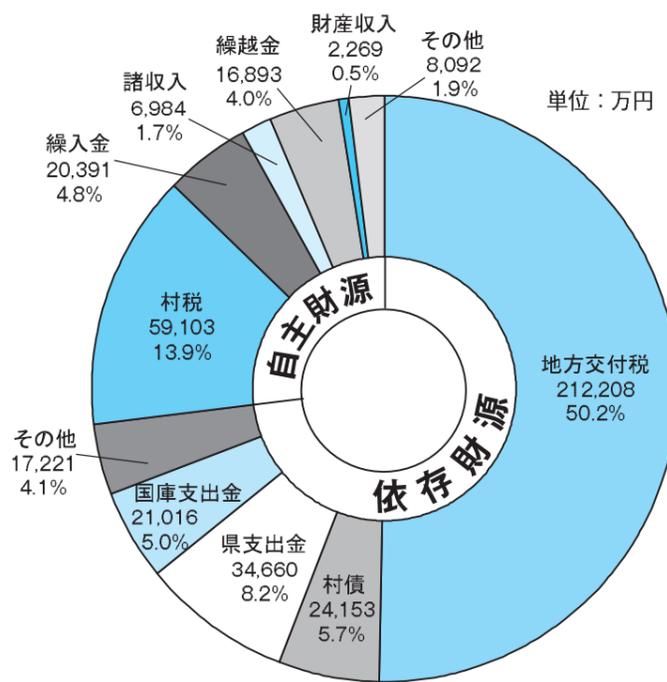
各会計の決算状況

国民健康保険特別会計事業勘定	歳入 9億 811万円 (△2.8%)	歳出 8億 4,990万円 (△3.1%)
国民健康保険特別会計診療勘定	歳入 1億 141万円 (3.9%)	歳出 1億 109万円 (3.7%)
診療所特別会計	歳入 1億 1,001万円 (13.9%)	歳出 1億 945万円 (13.7%)
簡易水道特別会計	歳入 1億 7,770万円 (3.0%)	歳出 1億 7,724万円 (3.0%)

老人保健特別会計	歳入 6,345万円 (△90.3%)	歳出 6,345万円 (△90.3%)
農業集落排水特別会計	歳入 6,878万円 (△5.9%)	歳出 6,838万円 (△5.9%)
介護保険特別会計	歳入 5億 297万円 (11.7%)	歳出 4億 9,755万円 (10.8%)
後期高齢者医療特別会計	歳入 5,652万円 (—)	歳出 5,650万円 (—)

※()内は前年度比

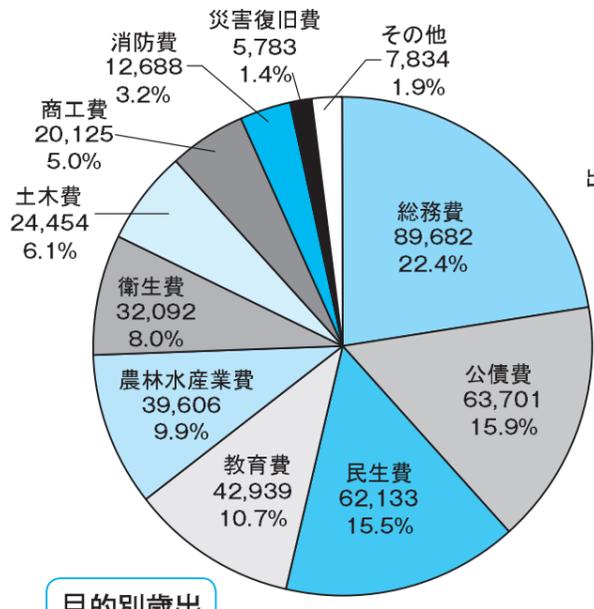
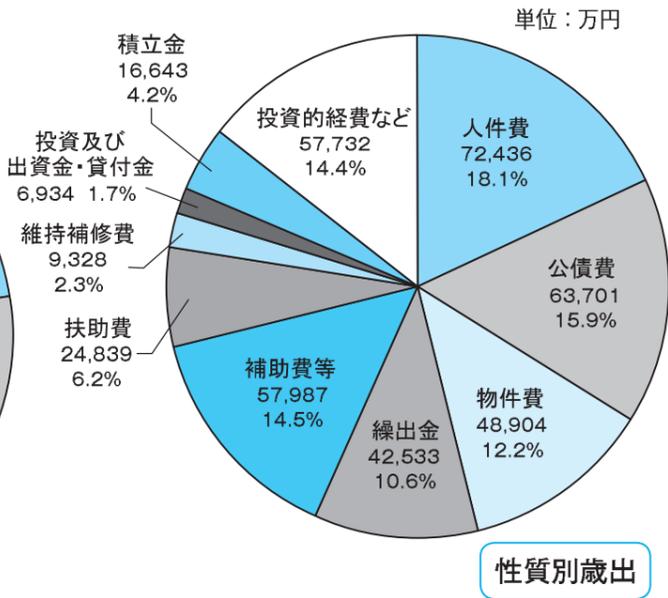
一般会計歳入 42億2,990万円 (前年度比3.6%増)



歳入歳出総額
歳入総額42億2,990万円、歳出総額40億1,037万円、差し引き2億1,953万円の黒字決算となりました。これを前年度と比べると、歳入が1億4,850万円(3.6%)の増額、歳出も1億7,900万円(4.6%)の増額です。

村税
5億9,103万円で、前年度に比べ5,008万円(9.3%)の増で、村税全体の徴収率は過年度・

一般会計歳出 40億1,037万円 (前年度比4.6%増)



※目的別・性質別で公債費が違うのは、地域総合整備資金貸付事業債を目的別では商工費に計上しているためです。

自主財源
11億3,732万円で、歳入全体の26.9%、前年度と比べて2億6,700万円(1.9%)の増となっています。

依存財源
30億9,258万円で、歳入全体に占める割合は73.1%、昨年度に比べて1億2,782万円(4.1%)の増となりました。

歳出
目的別に見ると、総務費が8億9,682万円で22.4%を占め、次いで公債費、民生費、教育費、農林水産業費と続いています。また、性質別で見ると、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)は16億9,755万円で、前年度に比べ5,395万円(3.4%)の増となっています。これは、職員給与などの人件費等が減少した反面、扶助費が増したためです。

経常収支比率
財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比べ2.3ポイント高い86.5%です。これは県平均より低いものの、引き続き経常的経費の抑制に取り組む必要がありました。

起債制限比率
地方債の許可について一定の制限を受ける起債制限比率は6.9%で、前年度と同様です。この数字が13%以上の団体は、地方債許可の制限および公債費負担適正化計画の策定等を要しますが、村では良質債の借入れに努めており、健全な財政運営を執行しているといえます。

村債現在高
平成20年度末の現在高は44億4,982万円で、前年度に比べ3億2,535万円(△6.8%)の減となっています。

積立金現在高
平成20年度末の現在高は22億8,422万円で、前年度末に比べ7,990万円(3.6%)の増となっています。

※財政用語の解説については8ページをご覧ください。

飯舘村の財政は健全です

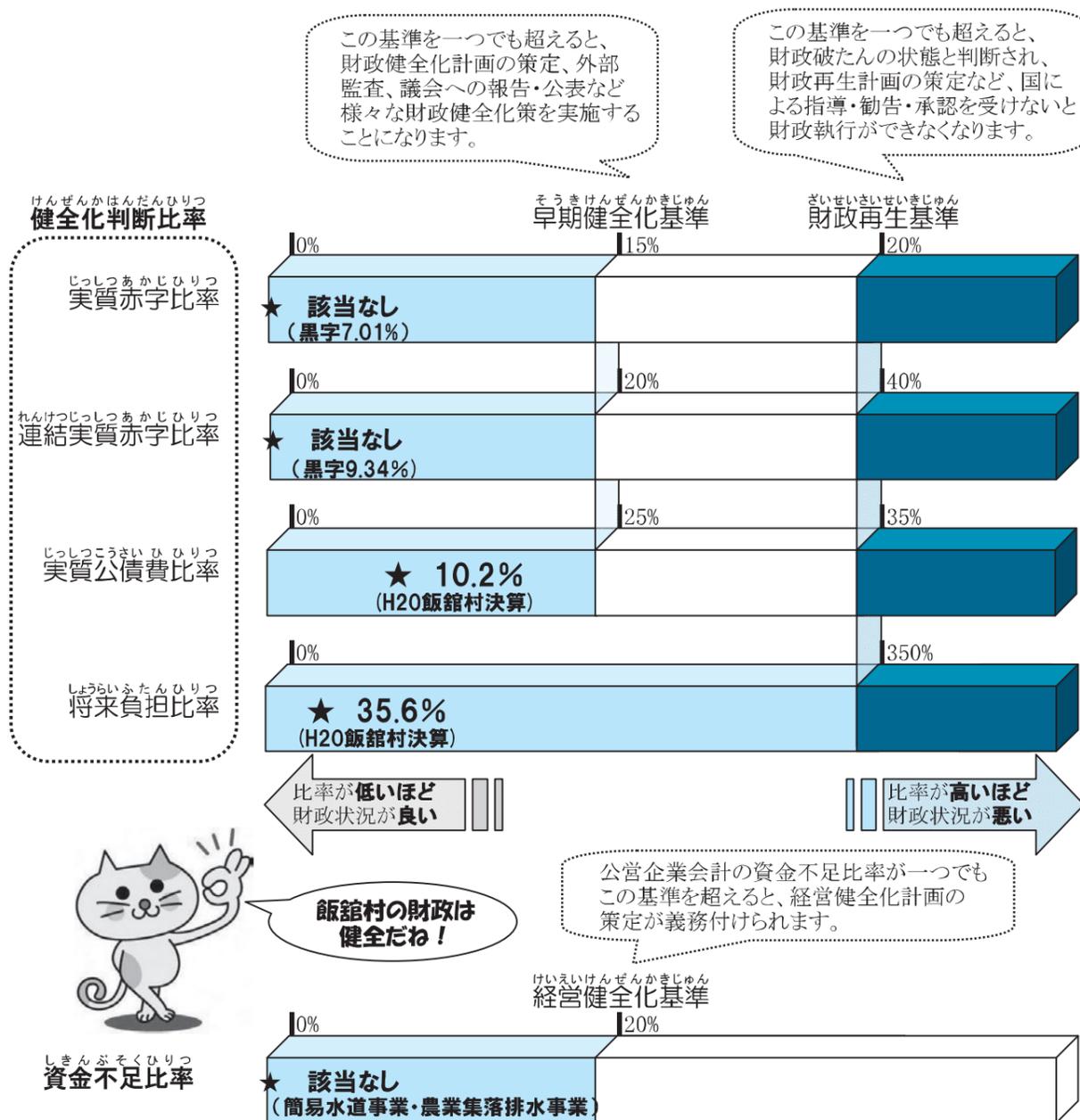
平成20年度の決算にもとづき、飯舘村の健全化判断比率等を公表します。

【概要】

- 平成19年度に引き続いて、**村の財政は健全**であることを示す結果となりました。
- これは、一般会計・特別会計ともに適正な財政執行を継続してきた結果です。
- また、道路建設や基盤整備などのために村がやむ終えず借金をする（起債と言います）場合でも、返済額を将来にわたって国が保証する有利な起債を行って来たことも大きな要因となっています。
- 用語の解説など、詳しくは下記のホームページをご覧ください。

http://www.vill.iitate.fukushima.jp/vill_iitate/groups/zaisei/jousetsu/

- 下図は、村の財政状況が各種の判断基準を大きく下回っている事を表したものです。



村民一人当たりに使われたお金 (1円未満四捨五入)		
総額 64万6,625円 (一般会計の目的別歳出決算額)		
総務費 村全般の管理や企画調整などに 14万4,602円	民生費 福祉の増進のために 10万 182円	衛生費 清掃、予防衛生に 5万 1,745円
農林水産業費 農業水産業の振興に 6万 3,861円	商工費 商工業の振興に 3万 2,450円	土木費 道路や橋の整備に 3万 9,429円
その他 災害復旧、議会、各種補助等に 2万 955円	消防費 消防・防災のために 2万 457円	教育費 学校教育の充実に 6万 9,235円
公債費 借入金の返済に 10万 2,710円	教育費 学校教育の充実に 6万 9,235円	

平成20年度の主な施策の成果より (一部抜粋)

・定額給付金給付事業	9,882万円
・携帯電話不通話地域解消事業(蕨平地区)	5,984万円
・電波遮へい対策事業(携帯電話等エリア整備事業)(佐須地区)	5,201万円
・中山間地域等直接支払事業	6,490万円
・農地・水・環境保全向上対策事業費	8,352万円
・企業立地支援事業	13,060万円
・いきいきヘルスクラブ事業	536万円
・までい子育てクーポン事業	983万円
・保育所運営事業	8,057万円
・児童手当	5,323万円
・大久保比曽線道路改良舗装工事	4,376万円
・豊栄佐須線道路改良舗装工事	3,088万円

自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源で、村税等が該当します。自主財源のその他は、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が含まれています。

依存財源

国庫支出金のように、国や県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などが含まれます。

目的別歳出

歳出を行政目的によって分類したもので、村の予算区分です。

性質別歳出

性質別とは、歳出を経済的性質によって分類したものです。

經常収支比率

その団体の財政構造の弾力性をはかる比率として使われます。この比率は、一般的には都市では75%、町村では70%程度が適当と考えられ、それぞれ5%を超えるとその地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられます。

起債制限比率

自治体の収入に対する借金返済の負担を示すもので、総務省が地方債の発行を許可する際の基準となります。20%を超すと総務省が起債を制限します。低いほど政策的に使えるお金が多くなります。

地方交付税

所得税など国税の一定の割合を、全国の市町村の実情に応じて国から配分される交付金です。

村税

村民から直接村に納入される税金(村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税)です。

国庫支出金

分野ごとに一定の補助率で国から交付される助成金です。

県支出金

分野ごとに一定の補助率で県から交付される助成金です。

繰入金

基金(村の貯金)や他の会計から繰り入れられるお金です。

財産収入

村の有する財産(公有財産、物品、債権、基金)に係る貸付や交換または売却による現金収入です。

諸収入

他の科目に含まれない収入をまとめたもの(延滞金、加算金および過料、貸付金元利収入、受託事業収入など)です。

村債

村が事業を行う場合に、国などから借りたお金です。期間を定めて返済します。